



宮 崎 県 公 報

平成23年12月27日（火曜日）号外 第 89 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………（障害福祉課） 1	

規 則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第54号

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年宮崎県規則第 119号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（整備基準）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の整備基準については、整備基準に適合させるための措置と同等以上に障害者、高齢者等が安全かつ円滑に公共的施設が利用できると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難であると知事が認める場合は、これによらないことができる。</p> <p><u>（適合証の交付請求等）</u></p> <p>第 6 条 条例第17条第 1 項の規定による請求は、<u>適合証交付請求書（別記様式第 1 号）</u>によってしなければならない。</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>○</p> <p><u>（1）施設の種類ごとの整備項目表（別記様式第 2 号）</u></p> <p><u>（2）施設の種類ごとに別表第 5 に定める図書</u></p> <p>3 <u>適合証の様式は、知事が別に定める。</u></p> <p>4 <u>知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。</u></p> <p><u>（1）偽りその他不正の手段により適合証の交付を受けたことが判明したとき。</u></p> <p><u>（2）交付の対象となった公共的施設が、整備基準に適合しなくなったとき。</u></p> <p><u>（3）前 2 号に掲げる場合のほか、適合証を返還させることが適当であると認めるとき。</u></p> <p>（新築等の届出）</p> <p>第 7 条 条例第18条第 1 項の規定による届出は、新築等の工事に着手する日の30日前までに、<u>特定公共的施設新築等届出書（別記様式第 1 号）</u>を提出しなければならない。</p>	<p>（整備基準）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の整備基準については、整備基準に適合させるための措置と同等以上に障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に公共的施設が利用できると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難であると知事が認める場合は、これによらないことができる。</p> <p>（事前協議）</p> <p>第 6 条 条例第17条の規定による協議は、新築等の工事に着手する日の30日前までに、<u>公共的施設事前協議書（別記様式第 1 号）</u>を提出しなければならない。</p>

式第 3 号) によってしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の種類ごとの整備項目表
 - (2) [略]
- (軽微な変更)

第 8 条 条例第 18 条第 2 項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするための変更
 - (2) [略]
- (変更の届出)

第 9 条 条例第 18 条第 2 項の規定による届出は、特定公共的施設新築等変更届出書（別記様式第 4 号）に第 7 条第 2 項に規定する書類のうち変更に係るものを添付してしなければならない。

(工事完了の届出)

第 10 条 条例第 19 条の規定による届出は、特定公共的施設工事完了届出書（別記様式第 5 号）によってしなければならない。

(適合状況の報告)

第 11 条 条例第 21 条の報告は、特定公共的施設適合状況報告書（別記様式第 6 号）によってしなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の種類ごとの整備項目表
 - (2) [略]
- (特例の適用を受ける者)

第 13 条 [略]

(条例の一部適用除外)

第 14 条 条例第 30 条の規定により、宮崎市及び都城市の区域においては、条例第 3 章の規定は、適用しない。

(書類の提出部数)

第 15 条 この規則の規定により知事に提出する書類の部数は、第 7 条及び第 9 条に規定する書類にあっては正本 1 部及び副本 1 部、

よってしなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の種類ごとの整備項目表（別記様式第 2 号）
 - (2) [略]
- (軽微な変更)

第 7 条 条例第 17 条の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 整備基準に適合している部分を障がい者、高齢者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするための変更
 - (2) [略]
- (変更の協議)

第 8 条 条例第 17 条の規定による変更の協議は、公共的施設変更事前協議書（別記様式第 3 号）に第 6 条第 2 項に規定する書類のうち変更に係るものを添付してしなければならない。

(工事完了の届出)

第 9 条 条例第 18 条の規定による届出は、公共的施設工事完了届出書（別記様式第 4 号）によってなければならない。

(適合証の交付請求等)

第 10 条 条例第 20 条第 1 項の適合証の様式は、知事が別に定める。

2 条例第 20 条第 2 項の規定による請求は、適合証交付請求書（別記様式第 5 号）によってしなければならない。

3 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の種類ごとの整備項目表
- (2) 施設の種類ごとに別表第 5 に定める図書

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により適合証の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 交付の対象となった公共的施設が整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

(適合状況の報告)

第 11 条 条例第 21 条の報告は、公共的施設適合状況報告書（別記様式第 6 号）によってなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の種類ごとの整備項目表
 - (2) [略]
- (特例の適用を受ける者)

第 13 条 [略]

2 条例第 29 条第 2 項の規定による通知は、公共的施設新築等通知書（別記様式第 8 号）により行わなければならない。ただし、国等が所有し、又は管理する公共的施設について、整備基準に適合していると知事が認めるときは、この限りでない。

(条例の一部適用除外)

第 14 条 条例第 30 条の規定により、宮崎市及び都城市の区域においては、条例第 3 章並びに第 29 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。

(書類の提出部数)

第 15 条 この規則の規定により知事に提出する書類の部数は、第 6 条及び第 8 条に規定する書類にあっては正本 1 部及び副本 1 部、

その他の書類にあつては1部とする。

別表第1 (第2条、第3条関係)

第1 建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 福祉 保健施 設	(1)～(9) [略] (10) 障害者自立支援 法(平成17年法律第 123号)第5条第1 項に規定する障害福 祉サービス(居宅介 護、重度訪問介護、 行動援護及び重度障 害者等包括支援を除 く。)を提供する施 設、 <u>同条第21項</u> に規 定する地域活動支援 センター、 <u>同条第22 項</u> に規定する福祉ホ ーム、 <u>同法附則第41 条第1項</u> の規定によ りなお従前の例によ り運営をすることが できるとされた 身体障害者更生援護 施設、 <u>同法附則第48 条</u> の規定によりなお 従前の例により運営 をすることができ ることとされた精神障 害者社会復帰施設及 び <u>同法附則第58条第 1項</u> の規定によりな お従前の例により運 営をすることができ ることとされた知的 障害者援護施設 (11) [略]	<u>すべてのもの</u>
2 文化 施設	[略]	
3 公共 交通機 関の施 設	(1) [略] (2) 空港整備法(昭 和31年法律第80号) <u>第2条第1項</u> に規定 する空港における航 空旅客取扱施設 (3)・(4) [略]	
4 公衆 便所	[略]	
5 官公	国、地方公共団体及び	

その他の書類にあつては1部とする。

別表第1 (第2条、第3条関係)

第1 建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 福祉 保健施 設	(1)～(9) [略] (10) 障害者自立支援 法(平成17年法律第 123号)第5条第1 項に規定する障害福 祉サービス(居宅介 護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護 及び重度障害者等包 括支援を除く。)を 提供する施設、 <u>同条 第13項</u> に規定する障 害者支援施設、 <u>同条 第22項</u> に規定する地 域活動支援センター 、 <u>同条第23項</u> に規定 する福祉ホーム、 <u>同 法附則第41条第1項</u> の規定によりなお従 前の例により運営を することができるこ ととされた身体障害 者更生援護施設、 <u>同 法附則第48条</u> の規定 によりなお従前の例 により運営をすること ができることとされ た精神障害者社会 復帰施設及び <u>同法附 則第58条第1項</u> の規 定によりなお従前の 例により運営をすること ができることと された知的障害者援 護施設 (11) [略]	<u>公共的施設のうち床面積 (増築若しくは改築又は 用途の変更にあつては当 該増築若しくは改築又は 用途の変更に係る部分の 床面積。以下「床面積」 という。)の合計が2,0 00平方メートル以上の施 設((2)に規定する施設 のうち児童厚生施設及び 主として障がい児が利用 する施設以外の施設、(4) に規定する施設、(5) に規定する施設、(7) に規定する施設、(8) に規定する施設及び (11)に規定する施設を除 く。)</u>
2 文化 施設	[略]	<u>公共的施設のうち床面積 の合計が2,000平方メ ートル以上の施設((3) に規定する施設を除く。)</u>
3 公共 交通機 関の施 設	(1) [略] (2) 空港法(昭和31 年法律第80号)第2 条に規定する空港に おける航空旅客取扱 施設 (3)・(4) [略]	<u>公共的施設のうち床面積 の合計が2,000平方メ ートル以上の施設</u>
4 公衆 便所	[略]	<u>床面積の合計が50平方メ ートル以上の公衆便所</u>
5 官公	国、地方公共団体及び	<u>公共的施設のうち床面積</u>

庁施設	第13条に定める者の事務又は事業の用に供する施設（他の項に掲げる公共的施設を除く。）		庁施設	第13条に定める者の事務又は事業の用に供する施設（他の項に掲げる公共的施設及び不特定かつ多数の者が利用しない施設を除く。）	の合計が 2,000平方メートル以上の施設
6 公益施設	(1) <u>日本郵政公社法</u> （平成14年法律第97号）第20条第1項の郵便局 (2)・(3) [略] (4) <u>電気通信事業法</u> （昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（同法第9条ただし書に規定する電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供するものに限る。）を営む者の事務所		6 公益施設	(1)・(2) [略] (3) <u>電気通信事業法</u> （昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者の店舗	
7 教育施設	(1) <u>学校教育法</u> （昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条第1項に規定する各種学校（以下「学校」という。） (2)・(3) [略]		7 教育施設	(1) <u>学校教育法</u> （昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「学校」という。） (2)・(3) [略]	公共的施設のうち床面積の合計が 2,000平方メートル以上の特別支援学校
8 医療施設	[略]		8 医療施設	[略]	公共的施設のうち床面積の合計が 2,000平方メートル以上の施設
9 集会施設			9 集会施設		
10 物品販売施設			10 物品販売施設		
11 飲食施設	[略]		11 飲食施設	[略]	公共的施設のうち床面積の合計が 2,000平方メートル以上の飲食店
12 サービス施設	(1)~(8) [略]		12 サービス施設	(1) <u>郵便局株式会社法</u> （平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局 (2)~(9) [略]	公共的施設のうち床面積の合計が 2,000平方メートル以上の施設
13 興行施設	[略]		13 興行施設	[略]	
14 展示施設			14 展示施設		
15 宿泊施設	<u>旅館業法</u> （昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル		15 宿泊施設	<u>旅館業法</u> （昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業	公共的施設のうち床面積の合計が 2,000平方メートル以上の施設（簡易宿

	営業及び同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設			(下宿営業を除く。)の用に供する施設	所営業を除く。)
16 体育施設	[略]		16 体育施設	[略]	公共的施設のうち床面積の合計が 2,000平方メートル以上の施設
17 遊技施設			17 遊技施設		
18 公衆浴場			18 公衆浴場		
19 自動車車庫			19 自動車車庫		
20 複合施設	[略]		20 複合施設	[略]	1から5の項まで及び7から19の項までに掲げる特定公共的施設のうち異なる項に属するものが2以上存する施設で、床面積の合計が 2,000平方メートル以上の施設
21 事務所	[略]		21 事務所	[略]	
22 工場	[略]		22 工場	[略]	
23 公共住宅	[略]		23 公共住宅	[略]	
			24 公共用歩廊	公共用歩廊	公共的施設のうち床面積の合計が 2,000平方メートル以上の公共用歩廊
第2 道路			第2 道路		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	[略]	すべてのもの	道路	[略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第9号に規定する特定道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）
第3 公園等			第3 公園等		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
公園その他これに類するもの（以下「公園等」という。）	[略]	すべてのもの	公園その他これに類するもの（以下「公園等」という。）	[略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号に規定する特定公園施設
第4 建築物以外の路外駐車場			第4 建築物以外の路外駐車場		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
建築物以外の路外駐車場	[略]	すべてのもの	建築物以外の路外駐車場	[略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第11号に規定する特定路外駐車場
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
区分	公共輸送車両等		区分	公共輸送車両等	
[略]			[略]		

4 飛行機	航空法（昭和27年法律第 231号）第 2 条第17項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機
-------	--

別表第 3（第 5 条関係）

第 1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準

4 飛行機	航空法（昭和27年法律第 231号）第 2 条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機
-------	--

別表第 3（第 5 条関係）

第 1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 障がい者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）	<p>(1) 次に定める場合においては、それぞれに定める経路のうち、1以上（エに掲げる場合にあつては、そのすべて。）は移動等円滑化経路とすること。</p> <p>ア 公共的施設に、条例第 2 条第 2 号に定める公共的施設においてサービス等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 公共的施設又はその敷地に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 公共的施設が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 特定公共的施設の移動等円滑化経路上には階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合においては、この限りでない。</p>

		2 移動等円滑化経路を構成する出入口	<p>移動等円滑化経路を構成する出入口は、7の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
		3 移動等円滑化経路を構成する廊下等	<p>移動等円滑化経路を構成する廊下等は、8の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 2の項に定める構造の出入口及び5の項(1)並びに5の項(2)のアに定める構造のエレベーターの出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合にあつては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
		4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路	<p>移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、10の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
		5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等	<p>(1) 特定公共的施設の移動等円滑化経路を構成するエレベーター((2)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、11の項(1)から(7)まで、(9)及び(10)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かご(人に乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする</p> <p>こと。</p>

			<p>イ <u>かごの幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>特定公共的施設の移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして次に定める構造とすること。</u></p> <p>ア <u>特殊な構造又は使用形態のエレベーター（昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のもの。）</u></p> <p>(ア) <u>特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第9号に規定する構造とすること。</u></p> <p>(イ) <u>かごの幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(ウ) <u>車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合においては、かごの幅及び奥行きを十分に確保すること。</u></p> <p>イ <u>エスカレーター（車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものをいう。）は、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾（こう）配に応じた踏段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号）第1ただし書に規定する構造とすること。</u></p>
		<p>6 <u>移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路</u></p>	<p>(1) <u>移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、14の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</u></p> <p>ア <u>幅は、120センチメートル以上とすること。</u></p> <p>イ <u>高低差がある場合においては、オに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</u></p> <p>ウ <u>50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</u></p>

1 出入口	<p>利用者（条例第 2 条第 2 号に定める公共的施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の用に供する直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室（用途面積の合計が 2,000 平方メートル未満の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2 の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ 1 以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を 80 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	<p>エ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>オ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが 75 センチメートルを超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(2) 1 の項(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(1)の規定によることが困難である場合における(1)の規定の適用については、1 の項(1)のアの規定中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。</p>
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該</p>	<p>7 出入口</p> <p>利用者の用に供する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突することがないように危険防止の措置を講じること。</p> <p>(2) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、戸に挟まれることがないように危険防止の措置を講じること。</p> <p>8 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p> <p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 階段（その踊場を含む。以下同じ</p>

段は、3の項に定める構造に準じたものとする。

(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から利用者の用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分設けること。

ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いた昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。

エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

。)又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

ウ 自動車車庫に設けるもの

	<p>(4) <u>直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>ア <u>幅は、内法を120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。</u></p> <p>イ <u>こう配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</u></p> <p>ウ <u>高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p>エ <u>傾斜路には、手すりを設けること。</u></p> <p>オ <u>表面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p>カ <u>傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</u></p> <p>キ <u>傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること（自動車車庫を除く。）。</u></p>		
<p>3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア <u>手すりを設けること。</u></p> <p>イ <u>主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、公共的施設の構造</u></p>	<p>9 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) <u>踊場を除き、手すりを設けること。</u></p> <p>(2) <u>主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設</u></p>

	<p><u>上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</u></p> <p>ウ <u>表面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p>エ <u>踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</u></p> <p>オ <u>階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（自動車車庫を除く。）。</u></p>		<p><u>ける空間を確保することが困難な場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>(4) <u>踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</u></p> <p>(5) <u>段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</u></p> <p>(6) <u>段がある部分の上端に近接する踊場の部分（利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>自動車車庫に設けるもの</u></p> <p>イ <u>段がある部分と連続して手すりを設けるもの</u></p>
		<p>10 <u>傾斜路</u></p>	<p><u>利用者の用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) <u>勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</u></p> <p>(2) <u>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>(3) <u>その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</u></p> <p>(4) <u>傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</u></p> <p>イ <u>高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</u></p> <p>ウ <u>自動車車庫に設けるもの</u></p> <p>エ <u>傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</u></p>
<p>4 <u>エレベーター</u></p>	<p>(1) <u>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共施設（学校にあっては、特別支援</u></p>	<p>11 <u>エレベーター</u></p>	<p><u>利用者の用に供するエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造とすること。</u></p>

	<p>学校に限る。)で用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス等を障害者、高齢者等が受けることができる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。ただし、かごの出入口が2以上あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)については、この限りでない。</p> <p>イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。</p> <p>エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>キ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ク かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(キに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ケ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>コ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p>		<p>(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、授乳及びおむつ交換場所がある階並びに地上階に停止すること。</p> <p>(2) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(4) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(5) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(6) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(7) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字、文字等の浮き彫り又は音による案内等により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(8) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。</p> <p>(9) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(10) エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示をすること。</p>
5 便所	(1) 利用者の用に供する便所を設ける	12 便所	利用者の用に供する便所を設ける場合

	<p>場合においては、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(2) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。</p>		<p>においては、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 人工肛門及び人工膀胱の保有者のための洗浄設備を設けること。</p> <p>(3) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(4) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(5) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(6) 便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
<p>6 駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）</p>	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（(3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>13 駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）</p>	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合においては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合においては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 1の項(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>

	<p>(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項(1)から(3)までに定める構造とすること。</p>		<p>こと。</p>
7 敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項のアからエまでに定める構造に準じたものとすること。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 公共的施設（自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	14 敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 路面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(3) 利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p>

	<p>(5) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項(5)のアからオまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>		
8 客席及び観覧席	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 車いす使用者用席のある室の1の項に定める構造の各出入口から車いす使用者用席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、^{のり}内法を 120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、2の項(5)のアからオまでに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p>	15 客席及び観覧席	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 車いす使用者用席のある室の2の項に定める構造の移動等円滑化経路を構成する出入口から車いす使用者用席に至る通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、4の項に定める構造の移動等円滑化経路を構成する傾斜路及びその踊場を設けること。</p>
9 客室	<p>(1) 宿泊施設で用途面積が 1,000平方メートル以上のものにおいては、1以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 出入口は、1の項に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>ウ 光等により非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) (1)に定める基準に適合する客室には、5の項(1)に定める基準に適合する便所を設けること。ただし、当該宿泊施設に利用者の用に供する5の項(1)に定める基準に適合する便所が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) (1)に定める基準に適合する客室には、次に定める基準に適合する浴室を設けること。ただし、当該宿泊施設に利用者の用に供する10の項に定める基準に適合する浴室等が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 出入口は、1の項に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、浴槽、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>ウ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 水栓器具は、操作が容易なものとする。</p>	16 客室	<p>(1) 宿泊施設で用途面積が 1,000平方メートル以上のもの又は客室の総数が 50以上のものにおいては、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、2の項に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 光等により非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。</p> <p>エ 便所には、12の項(1)、(4)、(5)の規定により車いす使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に12の項に規定する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>オ 浴室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に17の項に規定する浴室が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 出入口は、2の項に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用する</p>

			<p>ことができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>(ウ) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(エ) 浴室における1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを、40センチメートル程度とすること。</p> <p>(オ) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(カ) 1以上の水栓器具は、操作が容易なものとすること。</p>
10 浴室及び脱衣室 (以下「浴室等」という。)	<p>福祉保健施設及び宿泊施設で利用者の用に供する浴室等 (客室又は居室の内部に設けるものを除く。) を設ける場合の浴室等及び公衆浴場の浴室等においては、1以上 (男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上) の浴室等は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>ア 出入口は、1の項に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>ウ 浴室における1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 手すりを適切に配置すること。</p> <p>カ [略]</p>	17 浴室及び脱衣室 (以下「浴室等」という。)	<p>福祉保健施設及び宿泊施設で利用者の用に供する浴室等 (客室又は居室の内部に設けるものを除く。) を設ける場合の浴室等及び公衆浴場の浴室等においては、1以上 (男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上) の浴室等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、2の項に定める構造とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>(3) 浴室における1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを40センチメートル程度とすること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(6) [略]</p>
11 シャワー室及び更衣室	<p>体育施設で使用者の用に供するシャワー室又は更衣室を設ける場合においては、1以上 (男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上) のシャワー室又は更衣室は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 出入口は、1の項に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 手すりを適切に配置すること。</p> <p>オ [略]</p>	18 シャワー室及び更衣室	<p>体育施設で使用者の用に供するシャワー室又は更衣室を設ける場合には、1以上 (男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上) のシャワー室又は更衣室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、2の項に定める構造とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) シャワー及び手すりを適切に配置すること。</p> <p>(5) [略]</p>
12 授乳及びおむつ交換場所	<p>福祉保健施設 (母子関係施設に限る。)、文化施設、公共交通機関の施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものには、円滑に授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設ける</p>	19 授乳及びおむつ交換場所	<p>(1) 福祉保健施設 (母子関係施設に限る。)、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものには、円滑に授乳及びおむつの交換をす</p>

	こと。		ることができる場所を設けること。 <u>(2) 授乳及びおむつ交換場所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</u>
13 改札口及びレジ通路	改札口又はレジ通路（商品、サービス等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、1以上の改札口又はレジ通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、 <u>内法を80センチメートル以上とすること。</u> イ [略]	20 改札口及びレジ通路	改札口又はレジ通路（商品、サービス等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、1以上の改札口又はレジ通路は、次に定める構造とすること。 <u>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</u> <u>(2) [略]</u>
14 公衆電話台	公衆電話機を設置する台を設ける場合においては、1以上の台は、 <u>重いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に重いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</u>	21 公衆電話台	公衆電話機を設置する台を設ける場合においては、1以上の台は、 <u>次に定める構造とすること。</u> <u>(1) 高さは、床から70センチメートル程度とすること。</u> <u>(2) 台の下部に高さ65センチメートル程度、奥行き45センチメートル程度の空間を設けること。</u>
15 券売機	公共交通機関の施設に券売機を設ける場合においては、1以上の券売機は、次に定める構造とすること。 ア 金銭投入口及び操作ボタンは、 <u>重いす使用者の利用に配慮した高さとする。</u> イ [略]	22 券売機	公共交通機関の施設に券売機を設ける場合においては、1以上の券売機は、次に定める構造とすること。 <u>(1) 金銭投入口及び操作ボタンの高さは、床から45センチメートルから 125センチメートル程度の範囲とすること。</u> <u>(2) [略]</u> <u>(3) 台を設ける場合においては、奥行き45センチメートル程度の空間を設けること。</u>
16 受付カウンター及び記載台	利用者の用に供する受付カウンター又は記載台を設ける場合においては、受付カウンター又は記載台の一部は、 <u>重いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に重いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</u>	23 受付カウンター及び記載台	利用者の用に供する受付カウンター又は記載台を設ける場合においては、受付カウンター又は記載台の一部は、 <u>次に定める構造とすること。</u> <u>(1) 高さは、床から70センチメートル程度とすること。</u> <u>(2) 台の下部に高さ60センチメートルから65センチメートル程度、奥行き45センチメートル程度の空間を設けること。</u>
17 案内標示板	案内標示板を設ける場合においては、案内標示板は、高さ、文字の大きさ等を障害者、高齢者等に配慮したものとする <u>こと。</u>	24 案内標示板	<u>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでな</u>

			<p>い。</p> <p>(2) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所の配置を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内等により表示した案内板その他の設備を設けること。</p> <p>え。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定は、案内所を設ける場合においては適用しない。</p>
18 緊急時の設備	避難用の誘導灯を設ける場合には、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。	25 緊急時の設備	<p>用途面積が 1,000平方メートル以上のの場合において、避難用の誘導灯を設けるときは、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した誘導灯を設けること。</p> <p>(1) 道等から24の項に規定する案内設備又は案内所までの経路（利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障がい者移動等円滑化経路にすること。ただし、当該経路が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のもの</p> <p>イ 自動車車庫に設けるもの</p> <p>(2) 視覚障がい者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 視覚障がい者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（以下「線状ブロック等」という。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>え。</p> <p>イ 視覚障がい者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に定める部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、若し</p>
		26 視覚障がい者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障がい者移動等円滑化経路」という。）	

くは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）

第2 道路に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）	<p>(1) 歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他視覚障害者の歩行が多い歩道等には、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設することとし、色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合は、周囲の色と明度差の大きい色とすること。</p> <p>(3) (2)の歩道等を結ぶ横断歩道に交通信号機を設ける場合においては、視覚障害者に配慮した構造とすること。</p> <p>(4) [略]</p>
2 歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分	<p>交差点及び横断歩道における歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 歩道等の切り下げに伴うすりつけ部分のこう配は、5パーセント以下とすること。</p> <p>ウ・エ [略]</p>
3 歩道等を横断する車両出入口	[略]

第3 公園等に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>利用者の用に供する出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 幅は、^{のり}内法を120センチメートル以上とすること。</p>

第2 道路に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）	<p>(1) 歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>イ 歩道等は縁石、防護柵等により車道と明確に分離すること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 公共交通機関の施設と視覚障がい者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他視覚障がい者の歩行が多い歩道等には、必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設することとし、色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合は、周囲の色と明度差の大きい色とすること。</p> <p>(3) [略]</p>
2 歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分	<p>交差点及び横断歩道における歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 歩道等の切り下げに伴うすりつけ部分の勾配は、5パーセント以下とすること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
3 歩道等を横断する車両出入口	[略]
4 案内標識	<p>交差点その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、障がい者、高齢者等が見やすい位置に、障がい者、高齢者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の案内標識を設けること。</p>

第3 公園等に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>外部の道路又は駐車場へ通ずる利用者の用に供する出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他</p>

	<p>ウ <u>すりつけこう配は、8パーセント以下とすること。</u></p> <p>エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ [略]</p>		<p><u>の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(3) <u>出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下のすりつけ勾配を設けることができる。</u></p> <p>(4) <u>車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2の項(8)に定める傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設した段を設けることができる。</u></p> <p>(5) [略]</p>
2 園路	<p>利用者の用に供する主要な園路のうち、1以上の園路は、1の項に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>ア <u>表面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p>イ <u>幅員は、120センチメートル以上とすること。</u></p> <p>ウ <u>縦断こう配は、6パーセント以下とすること。</u></p> <p>エ 4パーセント以上の縦断こう配が50メートル以上続く場合においては、途中で150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>オ 縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、すりつけ<u>こう配</u>は8パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を</p>	2 園路	<p>利用者の用に供する主要な園路のうち、1以上の園路は、1の項に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) <u>表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>(2) <u>幅は、公共的施設(特定公共的施設を除く。)においては120センチメートル以上、特定公共的施設においては180センチメートル以上とすること。ただし、特定公共的施設の幅においては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(3) <u>縦断勾配は、公共的施設(特定公共的施設を除く。)においては6パーセント以下、特定公共的施設においては5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>(4) <u>4パーセント以上の縦断勾配が50メートル以上続く場合においては、途中で150センチメートル以上の水平な部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、すりつけ<u>勾配</u>は8パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこ</u></p>

	<p>設けないこと。</p> <p>カ 排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないものとする。</p> <p>キ 階段を設ける場合においては、当該階段は、クに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(イ) 幅は、<u>内法</u>を 120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 高低差が 250センチメートルを超える場合においては、高低差 250センチメートル以内ごとに踏幅 120センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ク キの階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(イ) 幅は、<u>内法</u>を 120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 傾斜路の縦断<u>勾配</u>は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(エ) [略]</p>		<p>と。<u>ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) 排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないものとする。</p> <p>(7) 階段を設ける場合においては、当該階段は、(8)に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 高低差が 250センチメートルを超える場合においては、高低差 250センチメートル以内ごとに踏幅 120センチメートル以上の踊場を設けること。<u>ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(8) (7)の階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。<u>ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>ウ 傾斜路の縦断<u>勾配</u>は、8パーセント以下とすること。</p> <p>エ [略]</p>
<p>3 便所</p>	<p>利用者の用に供する便所を設ける場合においては、<u>第 1 の 5 の項に定める基準に適合するものとする。</u></p>	<p>3 転落防止等</p>	<p>障がい者、高齢者等が転落するおそれのある場所には、<u>柵、点状ブロックその他の転落を防止するための設備を設けること。</u></p> <p>4 便所</p> <p>利用者の用に供する便所を設ける場合においては、<u>1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) 便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便房を 1 以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、<u>そのうち 1 以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受</u></p>

			<p>け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(3) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(5) 便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
4 駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 第1の6の項(2)のイ及びウに定める基準に適合するものとする。</p> <p>。</p>	5 駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、1以上は、当該駐車場の全駐車台数が200以下のときは当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を越えるときは当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
5 案内表示等	障害者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。	6 案内表示等	障がい者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。
6 付帯設備	ベンチ、野外テーブル、水飲み場等は、障害者、高齢者等に配慮した構造とすること。	7 付帯設備	ベンチ、野外テーブル、水飲み場、手洗場等は、障がい者、高齢者等に配慮した構造とすること。
第4 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準		第4 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準	
整備箇所	整備基準	整備箇所	整備基準
1 出入口(自動車のみの用に供するものを除く。)	<p>利用者の用に供する出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>		
2 車いす使用者用駐車施設	<p>(1) 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に</p>	1 路外駐車場における車いすを使用している者	(1) 路外駐車場には、路外駐車場車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び

	<p>定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす利用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から当該車いす利用者用駐車施設に至る経路（3の項に定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 第1の6の項(2)のイ及びウに定める基準に適合するものとする。</p>	<p>が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす利用者用駐車施設」という。）。</p>	<p>普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 路外駐車場車いす利用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 2の項(1)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 路外駐車場車いす利用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす利用者用駐車施設の表示をすること。</p>
<p>3 駐車場内の通路</p>	<p>1の項に定める構造の出入口から2の項に定める車いす利用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1の7の項(1)から(3)に定める構造とすること。</p>	<p>2 路外駐車場における障がい者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）</p>	<p>(1) 路外駐車場車いす利用者用駐車施設から道、公園又は広場その他の空地までの経路のうち1以上を、路外駐車場移動等円滑化経路とすること。</p> <p>(2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段にするものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(エ) 勾配が12分の1を超え、又は</p>

			<p>高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p>
<p>別表第4（第5条関係） 建築物（小規模施設に限る。）に関する整備基準</p>		<p>別表第4（第5条関係） 建築物（小規模施設に限る。）に関する整備基準</p>	
<p>整備箇所</p> <p>1 出入口</p>	<p>整備基準</p> <p>利用者の用に供する直接地上へ通ずる出入口及び各室（用途面積の合計が2,000平方メートル未満の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、<u>内法</u>を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が<u>円滑</u>に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	<p>整備箇所</p> <p>1 出入口</p>	<p>整備基準</p> <p>利用者の用に供する直接地上へ通ずる出入口及び各室（用途面積の合計が2,000平方メートル未満の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が<u>容易</u>に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突することがないように<u>危険防止の措置</u>を講じること。</p> <p>(4) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、戸に挟まれることがないように<u>危険防止の措置</u>を講じること。</p>
<p>2 廊下等</p>	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、<u>滑りにくい仕上げ</u>とすること。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から利用者の用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、3の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 幅は、<u>内法</u>を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、<u>区間50メートル以内ごとに車いすが転回</u>することができる構造の部分^を設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(3)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機^を設けること。</p> <p>エ 1の項に定める構造の出入口並び</p>	<p>2 廊下等</p>	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から利用者の用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、3の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回^に支障がない場所^を設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(3)に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>エ 1の項に定める構造の出入口及び</p>

	<p>に3の項(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(3) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、<u>内法</u>を 120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ <u>こう配</u>は、12分の1（<u>傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1</u>）を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに<u>踏幅 150センチメートル以上の踊場</u>を設けること。</p> <p>エ [略]</p>		<p>3の項に定める構造のエレベーターの出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(3) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ <u>勾配</u>は、12分の1を超えないこと。<u>ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</u></p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに<u>踏幅が 150センチメートル以上の踊場</u>を設けること。</p> <p>エ [略]</p>
<p>3 エレベーター</p>	<p>(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が 2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス等を障害者、高齢者等が受けることができる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア <u>かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。ただし、かごの出入口が2以上あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</u></p> <p>イ～キ [略]</p> <p>ク <u>かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（キに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</u></p> <p>ケ <u>乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を 150センチメートル以</u></p>	<p>3 エレベーター</p>	<p>(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が 2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること（<u>地上階の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合を除く。</u>）。ただし、当該階において提供されるサービス等を障がい者、高齢者等が受けることができる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（カに規定する制御装置を除く。）は、点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</u></p> <p>ク <u>乗降ロビーは、高低差がないものとし、幅及び奥行きは、それぞれ 1</u></p>

	<p>上とすること。 コ [略]</p>		<p>50センチメートル以上とすること。 ケ [略] コ エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示をすること。</p>
4 便所	<p>利用者の用に供する便所を設ける場合においては、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、車いす使用者用便房が設けられていること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、<u>内法を80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>エ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>	4 便所	<p>利用者の用に供する便所を設ける場合においては、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。 ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。 ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
		5 駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、歩行が困難な障がい者や高齢者等が円滑に利用することができる駐車施設（以下「障がい者等用駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>(2) 障がい者等用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 1の項に定める構造の出入口から当該障がい者等用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 1の項に定める構造の出入口から当該障がい者等用駐車施設に至る駐車場内の通路は、6の項に定める構造とすること。 ウ 障がい者等用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p>
5 敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 (2) 直接地上へ通ずる1の項に定める</p>	6 敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 直接地上へ通ずる1の項に定める</p>

	<p>構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(3) [略]</p>
6 改札口及びレジ通路	<p>改札口又はレジ通路を設ける場合においては、1 以上の改札口又はレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア・イ [略]</p>
7 案内表示板	<p>案内標示板を設ける場合においては、案内標示板は、高さ、文字の大きさ等を障害者、高齢者等に配慮したものとすること。</p>

別表第 5（第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条関係）

種類	図書	
	添付図書	明示すべき事項
建築物	[略]	
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、 <u>届出に係る建築物の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造</u>
	[略]	
道路	[略]	
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、 <u>届出に係る道路の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造</u>
公園等	[略]	
	平面図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、 <u>届出に係る公園等の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造</u>
建築物以外の路外駐車場	[略]	
	平面図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、 <u>届出に係る建築物以外の路外駐車場の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造</u>

	<p>構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 戸を設ける場合においては、当該戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p>(3) [略]</p>
7 改札口及びレジ通路	<p>改札口又はレジ通路（<u>商品、サービス等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。</u>）を設ける場合においては、1 以上の改札口又はレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
8 案内表示板	<p>案内標示板を設ける場合においては、案内標示板は、高さ、文字の大きさ等を障がい者、高齢者等に配慮したものとすること。</p>

別表第 5（第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係）

種類	図書	
	添付図書	明示すべき事項
建築物	[略]	
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、 <u>建築物の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造</u>
	[略]	
道路	[略]	
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、 <u>道路の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造</u>
公園等	[略]	
	平面図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、 <u>公園等の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造</u>
建築物以外の路外駐車場	[略]	
	平面図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、 <u>建築物以外の路外駐車場の位置並びに整備基準に規定する部分の位置及び構造</u>

置及び構造	[略]
[略]	[略]

別記様式第 1 号から別記様式第 7 号までを次のように改める。

別記様式第 1 号（その 1）（第 6 条関係）

公共的施設事前協議書（建築物）

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第 17 条の規定により、次のとおり公共的施設の新築等の内容について協議します。

1	施設 の 名 称					
2	施設 の 所 在 地					
3	主 要 な 用 途					
4	工 事 の 種 別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更				
5	構 造 ・ 階 数	造（一部 造） ・ 地上 階 ・ 地下 階				
6	規 模 等 訳	公 共 的 施 設		新築等部分	既存部分	合 計
		内	用途（ ）	m ²	m ²	m ²
			用途（ ）	m ²	m ²	m ²
			用途（ ）	m ²	m ²	m ²
			用途（ ）	m ²	m ²	m ²
	公 共 的 施 設 以 外 の 用 途 （ ）		m ²	m ²	m ²	
延べ床面積	共同住宅にあつては、延べ床面積のほか、戸数を（ ）に記入すること		m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)	
7	確 認 申 請 予 定 日	年 月 日				
8	工 事 着 手 予 定 日	年 月 日				
9	工 事 完 了 予 定 日	年 月 日				
10	連 絡 先	所在地、事務所等の名称及び担当者名				
		電話番号	() —	F A X 番 号	() —	
※	受 付 欄					
※	処 理 欄					

- 備考 1 届出の対象となる建築物が 2 棟以上ある場合は、各棟ごとに作成してください。
 2 「4 工事の種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 「10 連絡先」の欄には、この公共的施設事前協議書に関する問合せ先（設計事務所等）を記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。
 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第 6 条第 2 項に規定する書類を添付してください。

様式第 1 号（その 2）（第 6 条関係）

公共的施設事前協議書（建築物以外）

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条の規定により、次のとおり公共的施設の
新築等の内容について協議します。

1	施設 の 名 称			
2	施設 の 所 在 地			
3	施設 の 種 類	道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場		
4	工 事 の 種 別	新設 ・ 増築 ・ 改築		
5	規 模			
6	確認申請予定日	年 月 日		
7	工事着手予定日	年 月 日		
8	工事完了予定日	年 月 日		
9	連 絡 先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名		
		電話番号	（ ） —	FAX番号 （ ） —
※ 受 付 欄				※ 処 理 欄

- 備考 1 「3 施設の種類の」欄及び「4 工事の種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「5 規模」の欄には、道路にあつては延長距離を、公園等にあつては敷地面積を、路外駐車場にあつては駐車用の用に供する部分の面積を記入してください。
 3 「9 連絡先」の欄には、この公共的施設事前協議書に関する問合せ先（設計事務所等）を記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。
 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第 6 条第 2 項に規定する書類を添付してください。

様式第 2 号（その 1）（第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係）

整備項目表（建築物）

施設の名 称	
施設の所在地	
記入方法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 移動等円滑化経路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 経路		ア 道等から利用居室までの経路	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		イ 車いす使用者用便房から利用居室までの経路	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		ウ 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		エ 道等から公共用歩廊までの経路	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(2) 階段又は段	階段又は段を設けない（注 1）	<input type="checkbox"/> 有 傾斜路 エレベーター 昇降機（ ） <input type="checkbox"/> 無		

（注 1）傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。

2 移動等円滑化経路を構成する出入口

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上		cm		
(2) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない。				

3 移動等円滑化経路を構成する廊下等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、120cm以上		cm		
(2) 末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 移動等円滑経路出入口及びエレベーターの出入口に接する部分は水平とする。				
(4) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない。				

4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、120cm (段に併設する場合は、90cm) 以上		(併設) cm cm		
(2) 勾配は、1/12 (高さ16cm以下の場合は、1/8) 以下		高さ cm 勾配 1 /		
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高さ cm 踏幅 cm		

5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) エレベーターの構造		かごの平面形状は、車いすの転回に支障がない。		
		かごの幅は 140センチメートル以上	cm	
(2) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター昇降機	ア 特殊な構造又は使用形態	(ア) 平成12年建設省告示1413号第1第9号に規定する構造		
		(イ) かごの幅は70センチメートル、かつ、奥行きは 120センチメートル以上	幅 cm 奥行き cm	
		(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更することができる幅及び奥行きの確保		
		イ エスカレーターは平成12年建設省告示1417号第1ただし書きに規定する構造		

6 移動等円滑化経路を構成する敷地内通路

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 敷地内経路	ア	幅は 120センチメートル以上	cm	
		踊場の設置	奥行き cm	
		50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ前後に高低差がない。		
	オ 傾斜路	(ア) 幅は、120cm (段に併設する場合は、90cm) 以上	(併設) cm cm	
		(イ) 勾配は、1/12 (高さ16cm以下の場合は、1/8) 以下	高さ cm 勾配 1 /	
		(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ cm 踏幅 cm	

(2) 敷地内の通路が地形の特殊性による読替（「当該公共的施設の車寄せ」の有無）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
--	--	--	--

7 出入口

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置を講じている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

8 廊下等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設（注2）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

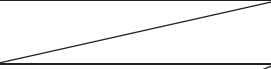
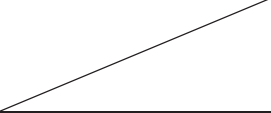
（注2） 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、勾配が1/20以下、高さ16cm以下で、勾配1/12以下のもの又は自動車車庫に設けるものを除く。

9 階段

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 手すりの設置（踊場を除く）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 主たる階段は、回り階段でない。				
(3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。				
(5) つまずきの原因となるものを設けない。				
(6) 階段又は傾斜路の上端に近接する踊場の部分には視覚障がい者に対し警告を行うための点状ブロック等を敷設（注3）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		


（注3） 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、自動車車庫に設けるもの及び段がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。

10 傾斜路

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分への手すりの設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
(3) 踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。				
(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には視覚障がい者に対し警告を行うための点状ブロック等を敷設（注4）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注4) 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、勾配が1/20以下又は高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの、自動車車庫に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。

11 エレベーター

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設又は授乳及びおむつ交換場所がある階並びに地上階に停止する。				
(2) かごの奥行きは、135cm以上		cm		
(3) かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(4) かご内に、到着階及び出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(5) かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上		cm		
(6) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(7) かご内及び乗降ロビーに、視覚障がい者が円滑に操作できる点字や浮き彫り、音による案内等の制御装置（注5）の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(8) 乗降ロビーは高低差がなく、幅及び奥行きは150cm以上		高低差 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 奥行き		
(9) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置（注6）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 cm		
(10) エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注5) 車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。

(注6) かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。

12 便所

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
車いす使用者用便所の設置（注7）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(1) 車いす使用者用便所の構造	ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 腰掛便座、手すり等の配置				
	ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 人工肛門及び人工膀胱保有者のための洗浄設備			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ35cm以下）その他これらに類する小便器の設置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(4) 出入口の幅は、80cm以上			cm		
(5) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。					
(6) 便所の出入口又はその付近に、その旨を示す標示			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注7） 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

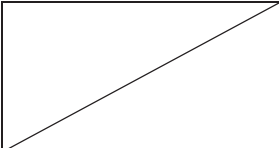
13 駐車場

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置（注8）			ヶ所		
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 1の項の駐車場出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置				
	イ 幅は、350cm以上		幅 cm		
	ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注8） 駐車場の全駐車台数が200以下の場合においては当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合においては当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

14 敷地内の通路

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 表面は、粗面で滑りにくい材料で仕上げ					
(2) 段の構造	ア 手すりの設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。				
	ウ つまづきの原因となるものを設けない。				
(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路の構造	ア 手すりの設置（注9）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

	イ 前後の通路との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。			
--	--	--	--	--

(注9) 勾配が1/20以下、高さ16cm以下、かつ、勾配1/12以下のものは除く。

15 客席及び観覧席（注10）

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 固定式の客席又は観覧席を設ける場合は、車いす使用者用席を1以上設置		ヶ所		
(2) 車いす使用者用席の構造	ア 幅は85cm以上、奥行きは110cm以上 イ 床は、水平とする。	幅 cm 奥行き cm		
(3) 室の移動等円滑化経路を構成する出入口から車いす使用者用席に至る1以上の通路の構造	ア 幅は、120cm以上 イ 傾斜路及び踊場の構造 (ア) 幅は、120cm（段に併設する場合は、90cm）以上 (イ) 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下 (ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踏場の設置	cm (併設 cm) 高さ 1 / 勾配 cm 高さ cm 踏幅 cm		

(注10) 興行施設、集会施設及び体育施設に限る。

16 客室（注11）

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 車いす使用者用客室の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 車いす使用者用客室の構造	ア 出入口の構造 (ア) 幅は、80cm以上 (イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造 (ウ) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。 (エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。 イ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保 ウ 光等による非常警報装置の設置 エ 便 所 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保 腰掛便座、手すり等の配置 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ	cm <input type="checkbox"/> 光 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

オ 浴 室	出入口の幅は80cm以上		cm		
	出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。				
	(ア) 出入口の構造	幅は、80cm以上	cm		
		戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構			
		全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。			
		自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置を講じている。			
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保			<input type="checkbox"/> 十分な床面積の確保 <input type="checkbox"/> 浴槽 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> その他 ()	
	(ウ) 浴槽、シャワー、手すりの適切な配置				
	(エ) 車いす使用者が円滑に利用できる浴槽の高さ(40cm程度)	cm			
	(オ) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ				
(カ) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置			<input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注11) 宿泊施設で、用途面積が 1,000㎡以上のもの又は、客室の総数が50以上のものに限る。

17 浴室及び脱衣室 (注12)

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
浴室及び脱衣室の構造	(1) 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	cm	
		(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		
		(ウ) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。		
		(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。		
	(2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保			
(3) 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置		<input type="checkbox"/> 浴槽 <input type="checkbox"/> シャワー <input type="checkbox"/> 手すり		

(4) 車いす使用者が円滑に利用できる浴槽の高さは40cm程度	高さ	cm		
(5) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	<input type="checkbox"/> 仕上 () <input type="checkbox"/> 仕上表による。			
(6) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置	<input type="checkbox"/> レバー式 () <input type="checkbox"/> その他 ()			

(注12) 福祉保健施設、宿泊施設及び公衆浴場に限る。男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

18 シャワー室及び更衣室（注13）

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※	
シャワー室及び更衣室の構造	(1) 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	cm		
		(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
		(ウ) 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。			
		(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。			
	(2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	(3) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	<input type="checkbox"/> 仕上 () <input type="checkbox"/> 仕上表による。			
	(4) シャワー及び手すりの適切な配置	<input type="checkbox"/> シャワー <input type="checkbox"/> 手すり			
	(5) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置	<input type="checkbox"/> レバー式 () <input type="checkbox"/> その他 ()			

(注13) 体育施設に限る。男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

19 授乳及びおむつ交換場所（注14）

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 円滑に授乳及びおむつの交換ができる場所の設置		<input type="checkbox"/> 授乳場所 <input type="checkbox"/> おむつ交換場所		
(2) 授乳及びおむつの交換ができる場所の出入口又はその付近に、その旨を示す標示				

(注14) 福祉保健施設（母子関係施設に限る。）、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で、用途面積が2,000㎡以上のものに限る。

20 改札口及びレジ通路

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上		幅	cm	
(2) 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面の確保				

21 公衆電話台

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 床からの高さ（床から70cm程度）		高さ cm		
(2) 台下部の空間（高さ65cm程度、奥行45cm程度）		高さ cm 奥行 cm		

22 券売機（注15）

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 車いす使用者に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さは床から45cm～125cm程度		高さ cm		
(2) 点字による表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 台下部の空間の奥行き45cm程度		奥行 cm		

（注15）公共交通機関の施設に限る。

23 受付カウンター及び記載台

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 床からの高さ（床から70cm程度）		高さ cm		
(2) 台の下部の空間（高さ60cm～65cm程度、奥行45cm程度）		高さ cm 奥行 cm		

24 案内標示板(注16)

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 移動等円滑化経路措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所又は駐車施設の配置の表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 移動等円滑化経路措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所の配置の表示を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内で表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注16）案内所を設ける場合を除く。

25 緊急時の設備（注17）

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
緊急時の設備の構造		点滅型誘導音装置付誘導灯 その他視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した誘導灯の設置	<input type="checkbox"/> 点滅型誘導音装置付 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

（注17）用途面積 1,000㎡以上の施設に限る。

26 視覚障がい者移動等円滑化経路

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 道等から24の項に規定する案内設備又は案内所までの視覚障がい者移動等円滑化経路（注18）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 視覚障がい者移動等円滑化経路	ア 視覚障がい者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 点状ブロック等		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(ア) 車路に接する部分		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に接する部分		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注18) 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。

様式第 2 号（その 2）（第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係）

整備項目表（建築物（小規模施設に限る。））

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
記入方法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「レ」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 出入口（注 1）

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上		cm		
(2) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がないこと。				
(3) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(4) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注 1） 用途面積 2,000㎡未満の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。

2 廊下等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 表面は、粗面で滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 建物出入口から各室出入口に至る経路の廊下等の構造（注 2）	ア 幅は、120cm以上	cm		
	イ 末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保			
	ウ 高低差がある場合は、傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	<input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> 昇降機		
	エ 出入口等に接する部分は水平とする。			
(3) 傾斜路及び踊場の構造	ア 幅は、120cm（段を併設する場合は、90cm）以上	cm (併設 cm)		
	イ 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下	高さ cm 勾配 1/		
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場の設置	高さ cm 踏幅 cm		
	エ 表面は、滑りにくい仕上げ			

（注 2） エレベーターが設置される場合は、それぞれ 1 以上の経路にその昇降路を含むこと。また、エレベーターの設置義務のない公共的施設の場合は、直接地上へ通ずる階以外の部分にあるものを除く。

3 エレベーター

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積が 2,000㎡以上のものへのエレベーターの設置（注3）			基		
(2) エレベーターの構造	ア かごの奥行きは、135cm以上		奥行き cm		
	イ かごの形状は、車いすの転回に支障がない平面形状		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	ウ かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	エ かご内に、到着階及び出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	オ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上		cm		
	カ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		制御装置の高さ cm		
	キ かご内及び乗降ロビーに、視覚障がい者が円滑に操作できる制御装置の設置		<input type="checkbox"/> 点字表示 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	ク 乗降ロビーは高低差がないものとし幅及び奥行きは、150cm以上		幅 奥行き cm cm		
	ケ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置（注4）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	コ エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注3) 同等のサービス等の提供を直接地上へ通ずる階で受けることができる場合を除く。

(注4) かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。

4 便所（注5）

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
車いす使用者用便所の設置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(1) 車いす使用者用便所の構造	ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 腰掛便座、手すり等の配置				
	ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 出入口の幅は80cm以上			cm		
(3) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。					
(4) 便所の出入り口又はその付近に、その旨を示す標示			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注5) 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

5 駐車場

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 障がい者等用駐車施設の設置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 障がい者等 用駐車施設の 構造	ア 1の項の駐車場出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置				
	イ 駐車場内の通路は6の項に定める構造				
ウ 障がい者等用駐車施設を示す標示			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

6 敷地内の通路

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げ					
(2) 各建物出入口から道等に至るそれぞれ1以上の敷地内の通路の構造路に設けられる傾斜路及び踊場の構造	ア 幅員は、120cm以上		幅員 cm		
	イ 高低差がある場合は、傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		<input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> 昇降機		
	ウ 戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。				
(3) 敷地内の通路	ア 幅は、120cm(段を併設する場合は、90cm)以上	幅 (併設) cm			
	イ こう配は、1/12(高さ16cm以下の場合は、1/8)以下	高さ勾配 1 / cm			
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ踏幅 cm			
	エ 表面は、滑りにくい仕上げ				

7 改札口及びレジ通路

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上			幅 cm		
(2) 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面の確保					

8 案内標示板

整 備 基 準		図面番号等	内 容	適否	※
高さ、文字の大きさ等を障がい者、高齢者等に配慮した案内標示板の設置					

様式第 2 号（その 3）（第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係）

整 備 項 目 表 （ 道 路 ）

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
記 入 方 法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「レ」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 歩道等

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
(1) 歩道等の構造		ア 表面は、平たんで滑りにくい仕上げかつ水はけが良い。		
		イ 歩道等が車道と明確に分離（縁石、防護柵等）		
		ウ 排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないもの		
(2) 公共交通機関の施設と視覚障がい者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等の構造		床材の色 □黄色 □明度差の大きい色		
(3) 横断歩道橋及び地下横断歩道		階段及び傾斜路に手すりの設置		

2 歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
(1) 歩道等と車道との段差は、2 cm		段差 cm		
(2) 歩道等の切り下げに伴うすりつけ部分の勾配は、5%以下		勾配 %		
(3) (1)の段差と(2)のすりつけ部分の間には水平区間の設置				
(4) 切下げ部分には、排水ますが位置しないよう配慮				

3 歩道等を横断する車両出入口

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
歩道等が連続して平坦になるよう配慮				

4 案内標識

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
案内標識の設置（交差点等）（注 1）		□有 □無		

（注 1） 障がい者や高齢者が見やすい位置に官公庁施設、福祉施設その他の施設の案内標識を設けること。

様式第 2 号 (その 4) (第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係)

整備項目表 (公園等)

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
記 入 方 法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「 \sphericalangle 」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 出入口

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げ		\sphericalangle		
(2) 幅は、120cm以上 (地形等によりやむを得ない場合は90cm以上)		cm		
(3) 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保 (地形等によりやむを得ない場合、8%以下のすりつけ勾配)		すりつけ勾配 %		
(4) 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。		<input type="checkbox"/> 段差無 <input type="checkbox"/> 段差有 () cm		
(5) 車止め柵を設ける場合は、柵と柵の間隔は、90cm以上		cm		

2 園路

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げ		\sphericalangle		
(2) 公共的施設の幅員は、120cm以上、 特定公共的施設の幅員は、180cm以上 (注1)		cm		
(3) 縦断勾配は、6%以下 (地形等によりやむを得ない場合は、8%以下)		勾配 %		
(4) 4%以上の縦断勾配が50m以上続く場合は、 途中で150cm以上の水平部分の設置 (地形等によりやむを得ない場合を除く。)		勾配延長 水平部分 m cm		
(5) 縁石切下げ 部分の構造	ア 幅員は、120cm以上	幅員 cm		
	イ すりつけ勾配は、8%以下 (地形等によりやむを得ない場合を除く。)	勾配 %		
	ウ 車いす使用者の通過に支障 となる段を設けない。	\sphericalangle		
(6) 排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスター が落ち込まないもの		\sphericalangle		

(7) 階段の構造	ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ	<input type="checkbox"/> 仕上 () <input type="checkbox"/> 仕上表による。		
	イ 幅は、120cm以上	cm		
	ウ 手すりの設置			
	エ 高低差 250cm以内ごとに踏幅 120cm以上の踊場の設置 (地形等によりやむを得ない場合を除く。)	高低差 cm 踏幅 cm		
(8) 階段に併設する傾斜路及び踊場の構造	ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ			
	イ 幅は、120cm以上 (階段又は段に併設の場合を除く。)	cm		
	ウ 縦断勾配は、8%以下	勾配 %		
	エ 高さ 75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場の設置	高さ cm 踏幅 cm		

(注1) 特定公共的施設においては、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、道路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120cm以上とすることができる。

3 転落防止等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
障がい者、高齢者等の転落を防止する設備の設置		<input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> 視覚障がい者誘導用ブロック <input type="checkbox"/> その他		

4 便所

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
車いす使用者用便所の設置 (注2)				
(1) 車いす使用者用便所の構造	ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 腰掛便座、手すり等の配置			
	ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ			
(2) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器 (受け口の高さ35cm以上) その他これらに類する小便器の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 出入口の幅は80cm以上		cm		
(4) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。				
(5) 便所の出入口又はその付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注 2） 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上設ける。

5 駐車場

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置（注 3）		ヶ所		
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造		ア 1 の項の駐車場出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置		
		イ 幅は、350cm以上	幅	cm
		ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を示す標示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

（注 3） 駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合においては当該駐車台数に 1 / 50 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合においては当該駐車台数に 1 / 100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

6 案内表示等

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
案内表示等の構造		ア 障がい者等に配慮した案内表示	<input type="checkbox"/> 案内板 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		イ 必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設		

7 付帯設備

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適否	※
付帯設備の構造		障がい者等に配慮したベンチ、 野外テーブル、水飲み場、手洗 場等の設置	<input type="checkbox"/> ベンチ <input type="checkbox"/> 野外テーブル <input type="checkbox"/> 水飲み場 <input type="checkbox"/> 手洗場 <input type="checkbox"/> その他 ()	

様式第 2 号 (その 5) (第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係)

整備項目表 (建築物以外の路外駐車場)

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
記 入 方 法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「ㇿ」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「／」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 路外駐車場車いす使用者用駐車施設

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
(1) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設の設置		ケ所		
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 2の項の出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置			
	イ 幅は、350cm以上	幅 cm		
	ウ 車いす使用者用駐車施設の付近にその旨を示す標示	<input type="checkbox"/> 案内板 <input type="checkbox"/> 舗装面に表示 <input type="checkbox"/> その他 ()		

2 路外駐車場移動等円滑化経路

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※	
(1) 路外駐車場移動等円滑化経路の設置					
(2) 経路の構造	ア 段を設けない				
	イ 出入口の幅は、80cm以上	幅 cm			
	ウ 通路の構造	(ア) 幅は、120cm以上	幅 cm		
		(イ) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	エ 傾斜路の構造	(ア) 幅員は、120cm (段を併設する場合は、90cm) 以上	幅員 (併設) cm		
		(イ) 勾配は、1/12 (高さ16cm以下の場合、1/8) 以下	高さ勾配 1/cm		
		(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場の設置	高さ踏幅 cm		
(エ) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜部分への手すりの設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

様式第 3 号（第 8 条関係）

公共的施設変更事前協議書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条の規定により、次のとおり公共的施設の
新築等の事前協議内容の変更について協議します。

1	施設の種類	建築物 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場							
4	新築等事前協議	受付番号	第	号	受付日	年	月	日	
5	変更の内容	変 更 前			変 更 後				
6	連絡先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名							
		電話番号	()	—	FAX番号	()	—		
※	受付欄				※	処理欄			

- 備考 1 「3 施設の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「4 新築等の届出」の欄の「受付番号」及び「受付日」は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条に規定する事前協議（別記様式第1号）の受付番号及び受付日を記入してください。
 3 「6 連絡先」の欄には、この公共的施設変更事前協議書に関する問合せ先（設計事務所等）を記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。
 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項に規定する書類のうち変更に係るものを添付してください。

様式第 4 号（第 9 条関係）

公共的施設工事完了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

公共的施設の新築等の工事が完了したので、人にやさしい福祉のまちづくり条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	施設の名称			
2	施設の所在地			
3	施設の種類	建築物 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場		
4	工事の種別	新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更		
5	事前協議	受付番号	第 号	受付日 年 月 日
6	変更事前協議	受付番号	第 号	受付日 年 月 日
7	工事着手日	年 月 日		
8	工事完了日	年 月 日		
9	連絡先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名		
		電話番号	() —	FAX番号 () —
10	軽微な変更の概要			

※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 「3 施設の種類」の欄及び「4 工事の種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「5 事前協議」の欄の「受付番号」及び「受付日」は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条に規定する事前協議（別記様式第1号）の受付番号及び受付日を記入してください。
 3 「6 変更事前協議」の欄は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条に規定する変更事前協議（別記様式第3号）を行った場合のみ、その受付番号及び受付日を記入してください。
 4 「9 連絡先」の欄には、この公共的施設工事完了届出書に関する問合せ先（設計事務所等）を記入してください。
 5 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第 5 号 (その 1) (第 10 条関係)

適合証交付請求書 (建築物)

年 月 日

宮崎県知事 殿

請求者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり適合証の交付を請求します。

1	施設の名称			
2	施設の所在地			
3	主要な用途			
4	構造・階数	造 (一部 造) ・ 地上 階 ・ 地下 階		
5	規 模 等	公共的施設	用途 ()	m ²
			用途 ()	m ²
			用途 ()	m ²
			用途 ()	m ²
公共的施設以外の用途 ()		m ²		
延べ床面積 [共同住宅にあっては、延べ床面積の] ほか、戸数を () に記入すること		(戸)		
6	工事完了年月日	年 月 日		
7	連 絡 先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名		
		電話番号 () —	FAX 番号 () —	
	※受付欄		※処理欄	

備考 1 「7 連絡先」の欄には、この適合証交付請求書に関する問合せ先 (設計事務所等) を記入してください。

2 ※印の欄には、記入しないでください。

3 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第 10 条第 3 項に規定する書類を添付してください。

様式第 5 号（その 2）（第 10 条関係）

適合証交付請求書（建築物以外）

年 月 日

宮崎県知事 殿

請求者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり適合証の
交付を請求します。

1 施設 の 名 称			
2 施設 の 所 在 地			
3 施設 の 種 類	道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場		
4 規 模			
5 工 事 完 了 日	年 月 日		
6 連 絡 先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名		
	電話番号	（ ） —	FAX 番号 （ ） —
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄

- 備考 1 「3 施設の種類の」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「4 規模」の欄には、道路にあつては延長距離を、公園等にあつては敷地面積を、路外駐車場にあつては駐車用の供する部分の面積を記入してください。
 3 「6 連絡先」の欄には、この適合証交付請求書に関する問合せ先（設計事務所等）を記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。
 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第 10 条第 3 項に規定する書類を添付してください。

様式第 6 号（その 1）（第 11 条関係）

公共的施設適合状況報告書（建築物）

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住 所
氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第 21 条の規定により、次のとおり公共的施設の整備基準への適合状況について報告します。

1	施設 の 名 称			
2	施設 の 所 在 地			
3	主 要 な 用 途			
4	構 造 ・ 階 数 造（一部 造） ・ 地上 階 ・ 地下 階			
5	規 模 等 訳	公 共 的 施 設		面 積
		内	用途（ ）	m ²
			用途（ ）	m ²
			用途（ ）	m ²
			用途（ ）	m ²
		公共的施設以外の用途（ ）		m ²
延 べ 床 面 積〔共同住宅にあつては、延べ床面積の ほか、戸数を（ ）に記入すること〕		m ² (戸)		
6	工 事 完 了 年 月 年 月			
7	連 絡 先 所在地、事務所等の 名称及び担当者名			
	電 話 番 号	() —	F A X 番 号 () —	

※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 報告の対象となる建築物が 2 棟以上ある場合は、各棟ごとに作成してください。
 2 「7 連絡先」の欄には、この公共的施設適合状況報告書に関する問合せ先を記入してください。
 3 ※印の欄には、記入しないでください。
 4 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第 11 条第 2 項に規定する書類を添付してください。

様式第 6 号（その 2）（第 11 条関係）

公共的施設適合状況報告書（建築物以外）

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第 21 条の規定により、次のとおり公共的施設の整備基準への適合状況について報告します。

1	施設の名称			
2	施設の所在地			
3	施設の種類	道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場		
4	規 模			
5	工事完了年月	年 月		
6	連絡先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名		
		電話番号	（ ） —	FAX 番号

※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 「3 施設の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「4 規模」の欄には、道路にあつては延長距離を、公園等にあつては敷地面積を、路外駐車場にあつては駐車用の供する部分の面積を記入してください。
 3 「6 連絡先」の欄には、この公共的施設適合状況報告書に関する問合せ先を記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。
 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第 11 条第 2 項に規定する書類を添付してください。

別記様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 号（その 1）（第 13 条関係）

公共的施設新築等通知書（建築物）

年 月 日

宮崎県知事 殿

通知者 所在地
 名 称
 代表者氏名 ⑩
 電話番号 () —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第 29 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1	施設 の 名 称					
2	施設 の 所 在 地					
3	主 要 な 用 途					
4	工 事 の 種 別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更				
5	構 造 ・ 階 数	造（一部 造） ・ 地上 階 ・ 地下 階				
6	規 模 等 訳	公 共 的 施 設		新築等部分	既 存 部 分	合 計
		内	用途 ()	m ²	m ²	m ²
			用途 ()	m ²	m ²	m ²
			用途 ()	m ²	m ²	m ²
			用途 ()	m ²	m ²	m ²
		公共的施設以外の用途 ()		m ²	m ²	m ²
延べ床面積 (共同住宅にあっては、延べ床面積のほか、戸数を () に記入すること)		m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)		
7	工 事 着 手 予 定 日	年 月 日				
8	工 事 完 了 予 定 日	年 月 日				
9	連 絡 先	所在地、事務所等の名称及び担当者名				
		電話番号 () —	FAX 番号 () —			
※	受 付 欄					
※	処 理 欄					

- 備考 1 公共的施設ごとに作成してください。
 2 「4 工事の種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 ※印の欄には、記入しないでください。
 4 必要な図書を添付してください。

様式第 8 号 (その 2) (第13条関係)

公共的施設新築等通知書 (建築物以外)

年 月 日

宮崎県知事 殿

通知者 所在地

名 称

代表者氏名

㊦

電 話 番 号 () —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第29条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 施設 の 名 称			
2 施設 の 所 在 地			
3 施設 の 種 類	道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場		
4 工 事 の 種 別	新築 ・ 増築 ・ 改築		
5 規 模			
6 工事着手予定日	年 月 日		
7 工事完了予定日	年 月 日		
8 連 絡 先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名		
	電話番号	() —	F A X 番号 () —

※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 公共的施設ごとに作成してください。
 2 「3 施設の種類の種類」及び「4 工事の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 ※印の欄には、記入しないでください。
 4 必要な図書を添付してください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に工事に着手する公共的施設の新築等に適用し、施行日前に工事に着手した公共的施設の新築等については、なお従前の例による。